

令和8年8月24日

記者発表資料

総務部
財政部

令和 8 年第 3 回徳島市議会定例会 (提出議案等)

1 予算議案（4 件）

- ① 令和 8 年度徳島市一般会計補正予算（第 2 号）
- ② 令和 8 年度徳島市土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ③ 令和 8 年度徳島市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ④ 令和 8 年度徳島市水道事業会計補正予算（第 1 号）

2 条例議案（20 件）

- ① 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ② 行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ③ 徳島市地方活力向上地域内における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ④ 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑤ 徳島市文化振興施設設置条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑥ 徳島市生涯福祉センター条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑦ 徳島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑧ 徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び徳島市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑨ 徳島市勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑩ 徳島市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑪ とくしま動物園条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑫ 徳島市景観まちづくり条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑬ 徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑭ 徳島市公民館条例及び徳島市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑮ 徳島市立徳島城博物館条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑯ 徳島市立考古資料館条例の一部を改正する条例を定めるについて

- ⑰ 徳島市立青少年交流プラザ条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑱ 徳島市体育施設条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑲ 徳島市公共下水道事業条例及び徳島市都市下水路条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑳ 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて

3 単行議案（11 件）

- ① 令和 7 年度徳島市中央卸売市場事業会計利益の処分について
- ② 令和 7 年度徳島市水道事業会計利益の処分について
- ③ 令和 7 年度徳島市中央卸売市場事業会計決算の認定について
- ④ 令和 7 年度徳島市商業観光施設事業会計決算の認定について
- ⑤ 令和 7 年度徳島市水道事業会計決算の認定について
- ⑥ 令和 7 年度徳島市公共下水道事業会計決算の認定について
- ⑦ 令和 7 年度徳島市旅客自動車運送事業会計決算の認定について
- ⑧ 令和 7 年度徳島市市民病院事業会計決算の認定について
- ⑨ 市道路線の廃止について《1 路線》
- ⑩ 市道路線の認定について《12 路線》
- ⑪ 損害賠償額の決定について《徳島市城西中学校の課外活動中の物損事故》

4 報告（20 件）

- ① 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ② 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ③ 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ④ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑤ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑥ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑦ 専決処分の報告について《和解に応ずることについて（市営住宅敷地内での物損事故における損害賠償請求事件：住宅課）》
- ⑧ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（その他の事故：教育総務課）》
- ⑨ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（その他の事故：河川水路課）》
- ⑩ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（交通事故：消防局警防課）》

- ⑪ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（その他の事故：体育保健給食課）》
- ⑫ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（交通事故：西部環境事業所業務課）》
- ⑬ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（その他の事故：体育保健給食課）》
- ⑭ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（交通事故：住宅課）》
- ⑮ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（交通事故：生活福祉第一課）》
- ⑯ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（その他の事故：道路維持課）》
- ⑰ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（交通事故：公園緑地課）》
- ⑱ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（交通事故：西部環境事業所業務課）》
- ⑲ 専決処分の報告について《工事請負契約の変更について（徳島外環状道路周辺対策事業川西排水機場電気設備工事：道路建設課）》
- ⑳ 専決処分の報告について《業務委託契約の変更について（阿波おどり会館LED景観整備業務：にぎわい交流課）》

5 提出（2件）

- ① 令和7年度公社等の決算書の提出について
 - (1) 令和7年度徳島市土地開発公社決算書
 - (2) 令和7年度公益財団法人徳島市文化振興公社決算書
 - (3) 令和7年度公益財団法人徳島市公園緑地管理公社決算書
 - (4) 令和7年度徳島都市開発株式会社決算書
- ② 令和7年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する報告書の提出について

6 （追加提出予定議案等） ※開会日に追加提出予定のもの

※① 単行議案（8件）

- (1) 令和7年度徳島市一般会計決算の認定について
- (2) 令和7年度徳島市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- (3) 令和7年度徳島市食肉センター事業特別会計決算の認定について
- (4) 令和7年度徳島市奨学事業特別会計決算の認定について
- (5) 令和7年度徳島市土地取得事業特別会計決算の認定について

- (6) 令和7年度徳島市介護保険事業特別会計決算の認定について
- (7) 令和7年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について
- (8) 令和7年度徳島市職員給与等支払特別会計決算の認定について

※② 報告（2件）

- (1) 令和7年度健全化判断比率の報告について
- (2) 令和7年度資金不足比率の報告について

※③ 提出（1件）

- (1) 令和7年度徳島市土地取得基金運用状況について

④ 諮問（3件）

- (1) 人権擁護委員候補者の推薦について
- (2) 人権擁護委員候補者の推薦について
- (3) 人権擁護委員候補者の推薦について

令和 8 年度 9 月補正予算会計別総括表

一般会計補正予算（第 2 号）

【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	43,878,003	241,311	44,119,314
15 国庫支出金	27,395,090	634,771	28,029,861
16 県 支出金	10,638,708	23,465	10,662,173
17 財産収入	229,698	12,228	241,926
19 繰入金	3,226,957	7,597	3,234,554
21 市 債	9,958,200	256,600	10,214,800
22 繰越金		120,546	120,546
歳入合計	123,232,925	1,296,518	124,529,443

【歳出】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県	地方債	その他	
2 総務費	10,360,799	12,228	10,373,027			12,228	
3 民生費	59,101,238	735,572	59,836,810	539,355	16,900		179,317
4 衛生費	11,478,376	205,393	11,683,769	107,418			97,975
6 農林水産業費	1,993,141	88,446	2,081,587	11,163	22,100		55,183
8 土木費	13,313,291	186,872	13,500,163		168,300		18,572
10 教育費	12,278,656	68,007	12,346,663	300	49,300	7,597	10,810
歳出合計	123,232,925	1,296,518	124,529,443	658,236	256,600	19,825	361,857

《歳出款別事業別》

◎ 総 務 費

【 12,228千円】

(1) 財政調整基金積立金

12,228千円

◎ 民 生 費

【 735,572千円】

(1) 民生児童委員報償費

1,984千円

(2) 民生児童委員協議会補助

161千円

(3) 学童保育会館整備費

30,545千円

(4) 生活保護システム整備事業費

2,882千円

(5) 生活保護生活扶助費

700,000千円

◎ 衛 生 費 【 205,393千円】
 (1) 水道事業会計負担金及び補助金 177,820千円
 (2) 簡易水道組合等物価高騰対策支援事業費 1,793千円
 (3) 浄化槽設置推進事業費 25,780千円

◎ 農林水産業費 【 88,446千円】
 (1) 農林漁業者等物価高騰対策支援事業費 51,591千円
 (2) 健やか新鮮ブランド産地づくり事業費 11,163千円
 (3) 県営事業負担金（農業水利施設保全対策） 25,692千円

◎ 土 木 費 【 186,872千円】
 (1) 県営事業負担金（道路・砂防・街路） 186,872千円

◎ 教 育 費 【 68,007千円】
 (1) 道徳教育実践研究事業費 300千円
 (2) 部活動大会等移動支援事業費 3,400千円
 (3) 給食非喫食児支援事業費 458千円
 (4) 動物園管理費 952千円
 (5) とくしま動物園リニューアル事業費 56,897千円
 (6) とくしまマラソン2027開催費補助 6,000千円

◎ 繰越明許費
 (1) 一般消火活動用装備事業 586千円

◎ 債務負担行為補正（追加）
 (1) 養護老人ホーム施設整備費補助（限度額：28,710千円 期間：令和8年度～令和9年度）
 (2) 学童保育会館整備事業（限度額：122,179千円 期間：令和9年度）
 (3) とくしま動物園リニューアル事業（限度額：87,028千円 期間：令和9年度）

土地取得事業特別会計補正予算（第1号）

【歳入】 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 諸 収 入	20,038	964	21,002
歳 入 合 計	463,172	964	464,136

【歳出】 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 諸 支 出 金	20,038	964	21,002
歳 出 合 計	463,172	964	464,136

◎ 諸支出金-----土地取得基金の外部運用利子の増に伴う所要の補正 964千円

介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	6,681,926	1,670	6,683,596
4 支払基金交付金	7,333,725	14,594	7,348,319
5 県支出金	3,838,575	533	3,839,108
6 財産収入	8,759	3,930	12,689
9 繰越金		1,047,898	1,047,898
歳入合計	28,285,794	1,068,625	29,354,419

【歳出】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金	8,759	569,194	577,953
6 諸支出金	12,669	499,431	512,100
歳出合計	28,285,794	1,068,625	29,354,419

前年度決算に伴う精算措置について所要の補正

- ◎ 基金積立金 ---- 令和７年度決算に伴う財政調整基金の積立 569,194千円
- ◎ 諸支出金 ----- 令和７年度決算に伴う国支出金等の返還金 499,431千円

水道事業会計補正予算（第１号）

【収益的収入】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業収益		5,170,699	6,820	5,177,519
	1 営業収益	4,572,008	△171,000	4,401,008
	2 営業外収益	595,540	177,820	773,360

【収益的支出】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用		5,500,942	6,820	5,507,762
	1 営業費用	5,064,047	6,820	5,070,867

- ◎ 営業費用-----物価高騰による水道使用者の経済的負担を軽減するため、生活基盤である水道料金の一部を減免することに伴う所要の補正

6,820千円

令和8年度 9月補正予算の概要

一般会計補正予算（第2号）

※物価高騰対策関連予算 231,204千円

- | | |
|--|-----------|
| (1) 財政調整基金積立金〈財政課〉 | 12,228千円 |
| (2) 民生児童委員報償費〈健康福祉政策課〉 | 1,984千円 |
| (3) 民生児童委員協議会補助〈健康福祉政策課〉 | 161千円 |
| (4) 学童保育会館整備費〈子育て支援課〉 | 30,545千円 |
| (5) 生活保護システム整備事業費〈生活福祉第一課〉 | 2,882千円 |
| (6) 生活保護生活扶助費〈生活福祉第一課〉 | 700,000千円 |
| ※(7) 水道事業会計負担金及び補助金〈環境保全課〉 | 177,820千円 |
| ※(8) 簡易水道組合等物価高騰対策支援事業費〈環境保全課〉 | 1,793千円 |
| (9) 浄化槽設置推進事業費〈環境保全課〉 | 25,780千円 |
| ※(10) 農林漁業者等物価高騰対策支援事業費〈農林水産課〉 | 51,591千円 |
| (11) 健やか新鮮ブランド産地づくり事業費〈農林水産課〉 | 11,163千円 |
| (12) 県営事業負担金 | 212,564千円 |
| ① 農業水利施設保全対策事業〈耕地課〉 | 25,692千円 |
| ② 道路整備事業〈道路維持課〉 | 6,750千円 |
| ③ 河川砂防事業〈道路維持課〉 | 107千円 |
| ④ 排水施設砂防事業〈河川水路課〉 | 3,740千円 |
| ⑤ 街路事業〈道路維持課〉 | 176,275千円 |
| (13) 道徳教育実践研究事業費〈学校教育課〉 | 300千円 |
| (14) 部活動大会等移動支援事業費〈市高事務局〉 | 3,400千円 |
| (15) 給食非喫食児支援事業費〈体育保健給食課〉 | 458千円 |
| (16) 動物園管理費〈とくしま動物園〉 | 952千円 |
| (17) とくしま動物園リニューアル事業費〈とくしま動物園〉 | 56,897千円 |
| (18) とくしまマラソン2027開催費補助〈文化スポーツ振興課〉 | 6,000千円 |
| ○ 繰越明許費 | |
| (1) 一般消火活動用装備事業〈消防局総務課〉 | 586千円 |
| ○ 債務負担行為補正（追加） | |
| (1) 養護老人ホーム施設整備費補助〈高齢介護課〉 | |
| 令和8年度及び令和9年度において実施する養護老人ホーム建替え工事に要する経費に対し、補助を行うため、債務負担行為を設定する。 | |
| （限度額：28,710千円、期間：令和8年度及び令和9年度） | |
| (2) 学童保育会館整備事業〈子育て支援課〉 | |
| 放課後児童の安全で健全な活動場所を確保する国府第二学童保育会館の整備工事について、令和9 | |

年度までを工期とした契約を締結するため、債務負担行為を設定する。

(限度額：122,179千円、期間：令和9年度)

(3) とくしま動物園リニューアル事業〈とくしま動物園〉

とくしま動物園施設のリニューアル事業について、タイグープロムナード改修工事等の令和9年度までを期間とした契約を締結するため、債務負担行為を設定する。

(限度額：87,028千円、期間：令和9年度)

【一般会計予算総額】

補正前の額	補 正 額	計
123,232,925千円	1,296,518千円	124,529,443千円

【一般会計補正予算の対前年度比較】

(単位 千円)

区 分	令和7年度	令和8年度	増減額
9月 補正計上額	607,726	1,296,518	688,792
9月 補正後予算額	126,448,902	124,529,443	△ 1,919,459

土地取得事業特別会計補正予算（第1号）

外部運用利率が当初の想定を上回り、運用利子が増額となることに伴う所要の補正を行う。

1 諸支出金（土地取得基金積立金）……………964千円

補正前の額	補 正 額	計
463,172千円	964千円	464,136千円

介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

前年度決算に伴う精算措置について、所要の補正を行う。

1 基金積立金（令和7年度決算に伴う財政調整基金の積立）……………569,194千円

2 諸支出金（令和7年度決算に伴う国支出金等の返還金）……………499,431千円

補正前の額	補 正 額	計
28,285,794千円	1,068,625千円	29,354,419千円

水道事業会計補正予算（第１号）

※物価高騰対策関連予算

物価高騰による水道使用者の経済的負担を軽減するため、生活基盤である水道料金の一部を減免することに伴う所要の補正を行う。

【収益的収入】

- 1 営業収益（給水収益）……………△１７１，０００千円
- 2 営業外収益（他会計補助金）……………１７７，８２０千円

補正前の額	補 正 額	計
５，１７０，６９９千円	６，８２０千円	５，１７７，５１９千円

【収益的支出】

- 1 営業費用（業務費）……………６，８２０千円

補正前の額	補 正 額	計
５，５００，９４２千円	６，８２０千円	５，５０７，７６２千円

令和 8 年第 3 回徳島市議会定例会 (条例議案の概要説明)

① 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 災害応急作業等手当等の改正

人事院規則の改正に準じ、災害応急作業等手当及び消防業務手当の額について次のとおり改正する。

(1) 災害応急作業等手当の改正

区分		改正案	現行
異常な自然現象による重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある河川の堤防、道路その他の現場において巡回監視等の業務に従事した職員	巡回監視	日額 950円	日額 710円
	応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	日額 1,440円	日額 1,080円
災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された本市以外の地方公共団体に派遣された職員で、避難所運営に係る業務、罹災証明に係る家屋調査の業務若しくは被災した児童等に対する学習指導その他の学校教育活動の支援に係る業務又はこれらに相当する業務に従事したもの		日額 1,440円	日額 1,080円

(2) 消防業務手当の改正

緊急消防援助隊等として災害対策本部が設置された本市以外の地方公共団体に派遣された消防職員であって、当該地方公共団体において消防の応援等に従事したものに對する消防業務手当を、1日につき1,440円（現行 1,080円）に引き上げる。

2 教育特殊業務手当の改正

徳島県学校職員の特殊勤務手当の改正に準じ、高等学校に勤務する職員の週休日に行う部活動に係る教育特殊業務手当の額を、1日につき3,900円（現行 3,600円）に引き上げる。

3 施行期日等

(1) 公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(2) 所要の経過措置を講ずる。

② 行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 使用料の新設

電気通信事業法の改正により認定鉄塔等提供事業者制度が創設されたことに伴い、認定鉄塔等提供事業者が鉄塔等提供事業のために本市の行政財産を使用する場合に係る使用料を、国の取扱いに準じて電気通信事業法施行令に定める額とする。

2 施行期日等

公布の日から施行し、同日以後の使用の申請に係る使用料について適用する。

③ 徳島市地方活力向上地域内における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 課税免除の対象となる者に係る計画認定期限の延長等

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、固定資産税の課税免除について、対象となる者を令和10年3月31日まで（現行 令和8年3月31日まで）に徳島県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者とするほか、対象となる特別償却設備の範囲を明確化する。

2 施行期日

公布の日から施行する。

④ 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 印鑑登録証明書の交付請求の改正

出入国管理及び難民認定法等の改正に伴い、個人番号カード以外に印鑑登録者が自ら端末機を用いて印鑑登録証明書の交付を申請する際の認証に使用することができるものとして、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を加える。

2 施行期日

公布の日から施行する。

⑤ 徳島市文化振興施設設置条例の一部を改正する条例を定めるについて

社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに、市民負担の公平性・公正性を確保す

る観点から、次のとおり改正する。

1 利用料金の改正

(1) 文化振興施設利用料金の上限額を次のとおり改正する。

区分		改正案	現行
活動室	1 時間までごとにつき	1,580円	1,440円
ホール		4,770円	4,340円
楽屋		250円	230円
ギャラリー		3,680円	3,350円
調光操作卓その他の付属設備	一式又は1品につき1回	9,200円	8,370円

(2) 本市の区域内に住所を有する者又は事務所を有する法人その他の団体（以下「本市住民等」という。）以外のものが利用する場合の額について、本市住民等が利用する場合の額を5割増し（現行 3割増し）した額とする。

(3) 義務教育終了までの者及び高校生が利用する場合の額について、それ以外の者が使用する場合の額の半額とする規定を加える。

2 施行期日等

(1) 令和9年4月1日から施行する。

(2) この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとする等、所要の経過措置を講ずる。

⑥ 徳島市生涯福祉センター条例の一部を改正する条例を定めるについて

社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに、市民負担の公平性・公正性を確保する観点から、次のとおり改正する。

1 利用料金の改正

会議室等、付属設備並びに健康判定・屋内運動室及び健康保養浴場の利用料金の上限額を、次のとおり改正する。

(1) 会議室等利用料金に係る午前9時から午後5時までの間の第1会議室利用料金の上限額を、10,090円（現行 8,780円）とする等、利用時間の区分等に応じて定めている現行の額をおおむね14.88パーセント増額改正する。

- (2) 付属設備利用料金の上限額を，一式又は１品につき１回３，５９０円（現行 ３，１３０円）とする。
- (3) 健康判定・屋内運動室及び健康保養浴場の利用料金の上限額を次のとおり改正する。

区分		改正案	現行
健康判定・屋内運動室		610円	510円
健康保養浴場	一般	870円	730円
	65歳以上の者	600円	510円
	中学生	600円	510円
	小学生	350円	300円
	幼児	230円	200円
健康判定・屋内運動室及び健康保養浴場	一般	1,220円	1,030円
	65歳以上の者	980円	830円

２ 施行期日等

- (1) 令和９年４月１日から施行する。
- (2) この条例を施行するために必要な準備行為は，この条例の施行の日前においても行うことができることとする等，所要の経過措置を講ずる。

⑦ 徳島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

１ 条項の整備

徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い，同条例を引用する条項を整備する。

２ 施行期日

公布の日から施行する。

⑧ 徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び徳島市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 条項の整備

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、同法を引用する条項を整備する。

2 施行期日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

⑨ 徳島市勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例を定めるについて

社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに、市民負担の公平性・公正性を確保する観点から、次のとおり改正する。

1 利用料金の改正

施設利用料金の上限額を次のとおり改正する。

- (1) 午前8時30分から午後5時までの間の体育室の営利等目的でない場合の額を4,840円（現行 4,400円）とする等、利用時間の区分等に応じて定めている現行の額をおおむね9.60パーセント増額改正する。

- (2) 本市住民以外の者が利用する場合の額について、本市住民が利用する場合の額を5割増し（現行 2割増し）した額とする。

2 施行期日等

- (1) 令和9年4月1日から施行する。
- (2) この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとする等、所要の経過措置を講ずる。

⑩ 徳島市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例を定めるについて

社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに、市民負担の公平性・公正性を確保する観点から、次のとおり改正する。

1 施設の使用料の改正

施設の使用料を次のとおり改正する。

- (1) 午前9時から午後5時までの間の多目的ホール使用料の額を、6,790円（現行 6,170円）とする等、利用時間の区分等に応じて定めている現行の使用料の額をおおむね9.99パーセント増額改正する。

- (2) 本市の区域内に住所を有する者又は事務所を有する法人その他の団体（以下「本

市住民等」という。)以外のものが利用する場合の額について、本市住民等が利用する場合の額を5割増し(現行 2割増し)した額とする。

2 附属設備の使用料の改正

附属設備使用料の額を、1件につき2,420円以内(現行 2,200円以内)で規則で定める額とする。

3 施行期日等

- (1) 令和9年4月1日から施行する。
- (2) 所要の経過措置を講ずる。

⑪ とくしま動物園条例の一部を改正する条例を定めるについて

社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに、市民負担の公平性・公正性を確保する観点から、次のとおり改正する。

1 入園料の改正

入園料を次のとおり改正する。

区分		改正案	現行
個人入園料	1人1回につき	900円	600円
	1人1年につき	3,000円	1,500円
団体入園料	1人1回につき	700円	480円

2 駐車場の使用料の改正

駐車場の使用料を次のとおり改正する。

区分		改正案	現行
普通自動車	1台1日1回につき	500円	310円
大型自動車		2,000円	1,310円

3 施行期日等

- (1) 令和9年4月1日から施行する。
- (2) 所要の経過措置を講ずる。

⑫ 徳島市景観まちづくり条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 条項の整備

景観法の改正に伴い、同法を引用する条項を整備する。

2 施行期日

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

⑬ 徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて

公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い，補償基礎額等について次のとおり改正する。

1 補償基礎額の改正

公務災害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額を平均3.48%引き上げる。

2 介護補償額の改正

介護補償の月額を次のとおり改正する。

区分		改正案	現行
常時介護を要する場合	介護に要する費用を支出した場合の介護補償額の上限（参考）	変更なし	186,050円
	親族等により介護を受けた場合の介護補償額	90,790円	85,490円
随時介護を要する場合	介護に要する費用を支出した場合の介護補償額の上限（参考）	変更なし	92,980円
	親族等により介護を受けた場合の介護補償額	45,400円	42,700円

3 葬祭補償額の改正

葬祭補償の額を，33万円の補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた額（現行31万5千円の補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた額）に引き上げる。

4 施行期日等

(1) 公布の日から施行し，令和8年4月1日から適用する。

(2) 所要の経過措置を講ずる。

⑭ 徳島市公民館条例及び徳島市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 徳島市公民館条例の一部改正

次の公民館を廃止する。

- (1) 加茂名公民館蔵本分館
- (2) 加茂名公民館名東3丁目分館
- (3) 不動公民館
- (4) 不動公民館西町分館

2 徳島市地区コミュニティセンター条例の一部改正

徳島市不動コミュニティセンターにおいて地域の生涯学習の推進に関する事業を行うこととし、同コミュニティセンターの指定管理者は、当該事業の実施に関する業務を行うこととする。

3 施行期日

令和9年4月1日から施行する。

⑮ 徳島市立徳島城博物館条例の一部を改正する条例を定めるについて

社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに、市民負担の公平性・公正性を確保する観点から、次のとおり改正する。

1 観覧料の改正

常設展の観覧料を次のとおり改正する。

区分			改正案	現行
高等学校の生徒並びに高等専門学校及び大学の学生並びにこれらに準ずる者	個人	1人1回につき	250円	200円
	団体		200円	160円
その他の者（義務教育終了までの者を除く。）	個人		400円	300円
	団体		320円	240円

2 使用料の改正

- (1) 特別室使用料を次のとおり改正する。

区分	改正案	現行
1 時間につき	400円	300円
1 日につき	2,800円	2,100円

(2) 特別室使用料に関し、本市の区域内に住所を有する者又は事務所を有する法人その他の団体（以下「本市住民等」という。）以外のものが利用する場合の額について、本市住民等が利用する場合の額を 5 割増しした額とする規定を加える。

(3) 付属設備使用料の額を、1 件につき 680 円以内（現行 510 円以内）で規則で定める額とする。

(4) 博物館資料使用料を次のとおり改正する。

区分			改正案	現行
写真撮影	モノクローム	1 点 1 回	2,780円	2,080円
	カラー		3,490円	2,610円
原板使用	モノクローム		2,090円	1,560円
	カラー		2,780円	2,080円
模写			2,780円	2,080円
模造			2,780円	2,080円
熟覧		1 点 1 日	480円	360円

3 施行期日等

(1) 令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 所要の経過措置を講ずる。

⑯ 徳島市立考古資料館条例の一部を改正する条例を定めるについて

社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに、市民負担の公平性・公正性を確保する観点から、次のとおり改正する。

1 利用料金の改正

(1) 研修室利用料金の上限額を次のとおり改正する。

区分	改正案	現行
1 時間につき	400円	300円
1 日につき	2,800円	2,100円

(2) 研修室利用料金に関し、本市の区域内に住所を有する者又は事務所を有する法人その他の団体（以下「本市住民等」という。）以外のものが利用する場合の額について、本市住民等が利用する場合の額を 5 割増しした額とする規定を加える。

(3) 附属設備利用料金の上限額を、1 件につき 2 0 0 円（現行 1 0 0 円）とする。

2 施行期日等

(1) 令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(2) この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとする等、所要の経過措置を講ずる。

⑰ 徳島市立青少年交流プラザ条例の一部を改正する条例を定めるについて

社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに、市民負担の公平性・公正性を確保する観点から、次のとおり改正する。

1 宿泊施設の利用料金の改正

(1) 宿泊施設利用料金の上限額を次のとおり改正する。

区分			改正案	現行
青少年	幼児（参考）	1 人 1 泊につき	変更なし	無料
	幼児以外の者		500円	440円
一般			1, 000円	880円

(2) 本市住民以外の者が利用する場合の額について、本市住民が利用する場合の額を 5 割増しした額とする規定を加える。

2 集会室の利用料金の改正

集会室利用料金の上限額を次のとおり改正する。

(1) 午前 9 時から午後 5 時までの間の青少年団体の利用に係る額を、1, 2 0 0 円（現行 9 0 0 円）とする等、利用時間の区分等に応じて定めている現行の額をおお

むね 33.33 パーセント増額改正する。

(2) 前記 1 の(2)と同様の規定を加える。

3 施行期日等

(1) 令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(2) この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとする等、所要の経過措置を講ずる。

⑮ 徳島市体育施設条例の一部を改正する条例を定めるについて

社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに、市民負担の公平性・公正性を確保する観点から、次のとおり改正する。

1 徳島市立体育館の利用料金の改正

競技場、会議室、付属設備及び冷暖房設備の利用料金の上限額を次のとおり改正する。

(1) 競技場利用料金に係る午前 9 時から午後 5 時までの間の第一競技場の全部利用かつアマチュアスポーツ利用かつ入場料等非徴収の場合の額を、17,270 円（現行 15,700 円）とする等、利用区分等に応じて定めている現行の額をおおむね 9.85 パーセント増額改正する。

(2) 競技場利用料金に関し、個人が利用する場合の利用料金を廃止する。

(3) 競技場及び会議室の利用料金に関し、本市住民以外の者が利用する場合の額について、本市住民が利用する場合の額を 5 割増し（現行 2 割増し）した額とする。

2 徳島市立スポーツセンターの利用料金の改正

競技場、会議室及び付属設備の利用料金の上限額を次のとおり改正する。

(1) 競技場利用料金に係る午前 9 時から午後 5 時までの間の全部利用かつアマチュアスポーツ利用かつ入場料等非徴収の場合の額を、6,800 円（現行 6,170 円）とする等、利用区分等に応じて定めている現行の額をおおむね 9.01 パーセント増額改正する。

(2) 競技場利用料金に関し、個人が利用する場合の利用料金を廃止する。

(3) 競技場及び会議室の利用料金に関し、本市住民以外の者が利用する場合の額について、本市住民が利用する場合の額を 5 割増し（現行 2 割増し）した額とする。

3 徳島市 B & G 海洋センター体育館の利用料金の改正

競技場等，会議室及び付属設備の利用料金の上限額を次のとおり改正する。

- (1) 競技場等利用料金に係る午前9時から午後5時までの間の競技場の全部利用かつアマチュアスポーツ利用かつ入場料等非徴収の場合の額を，6，800円（現行6，170円）とする等，利用区分等に応じて定めている現行の額をおおむね9.01パーセント増額改正する。
- (2) 競技場等利用料金に関し，個人が利用する場合の利用料金を廃止する。
- (3) 競技場等及び会議室の利用料金に関し，本市住民以外の者が利用する場合の額について，本市住民が利用する場合の額を5割増し（現行 2割増し）した額とする。

4 徳島市立体操センターの利用料金の改正

徳島市立体操センター利用料金の上限額を次のとおり改正する。

- (1) 午前9時から午後5時までの間の全部利用かつアマチュアスポーツ利用かつ入場料等非徴収の場合の額を，6，800円（現行 6，170円）とする等，利用区分等に応じて定めている現行の額（(2)に掲げるものを除く。）をおおむね8.94パーセント増額改正する。
- (2) 個人が利用する場合の額を，次のとおり改正する。

区分		改正案	現行
午後5時から午後9時までの間の利用の場合	1人1時間までごとにつき	400円	300円
その他の場合		200円	100円

- (3) 本市住民以外の者が利用する場合（個人が利用する場合を除く。）の額について，本市住民が利用する場合の額を5割増し（現行 2割増し）した額とする。

5 徳島市陸上競技場の利用料金の改正

- (1) 専用利用する場合の施設利用料金の上限額を次のとおり改正する。
 - ア 午前9時から午後5時までの間のアマチュアスポーツ及びレクリエーション利用かつ入場料等非徴収の場合の一般の者に係る額を，36，300円（現行 33，000円）とする等，利用区分等に応じて定めている現行の額をおおむね10.16パーセント増額改正する。
 - イ 本市住民以外の者が利用する場合の額について，本市住民が利用する場合の額を5割増し（現行 2割増し）した額とする。
- (2) 個人利用する場合の施設利用料金の上限額を次のとおり改正する。

区分		改正案	現行
高校生以下	1 回につき	100円	50円
一般		200円	100円

(3) 付属設備利用料金の上限額を，1 件につき 3，4 4 0 円（現行 3，1 3 0 円）とする。

(4) 駐車場利用料金の上限額を，1 台 1 回につき 4 0 0 円（現行 3 1 0 円）とする。

6 市民運動広場の利用料金の改正

(1) 市民運動広場利用料金の上限額を次のとおり改正する。

区分				改正案	現行
営利等を目的とするとみなされない場合	徳島市民島田運動広場において夜間照明施設を利用する場合	高校生以下	1 グラウンド1 時間までごとにつき	780円	新設
		一般		1, 200円	1, 100円
	その他の場合	高校生以下		420円	新設
		一般		840円	760円
営利等を目的とするとみなされる場合				4, 700円	4, 280円

(2) 本市住民以外の者が利用する場合の額について，本市住民が利用する場合の額を 5 割増しした額とする規定を加える。

7 市民庭球場の利用料金の改正

(1) 市民庭球場利用料金の上限額を次のとおり改正する。

区分			改正案	現行
夜間照明施設を利用する場合	高校生以下	1 コート 1 時間までごとにつき	1, 130円	新設
	一般		1, 360円	1, 200円
その他の場合	高校生以下		240円	新設
	一般		470円	310円

(2) 本市住民以外の者が利用する場合の額について，本市住民が利用する場合の額を 5 割増しした額とする規定を加える。

8 プールの利用料金の改正

- (1) プール利用料金の上限額を次のとおり改正する。

区分				改正案	現行
徳島市田宮公園プール利用料金	個人	一般	1 人 1 回 につき	400円	340円
		児童・生徒		200円	160円
		幼児		100円	80円
	団体	一般		300円	260円
		児童・生徒		150円	120円
		幼児		70円	60円
徳島市B & G海洋センタープール利用料金	個人	一般		300円	230円
		児童・生徒		150円	110円
		幼児		100円	50円
	団体	一般		200円	160円
		児童・生徒		100円	80円
		幼児		50円	30円

- (2) 徳島市田宮公園プール駐車場利用料金の上限額を，1 台 1 回につき 4 0 0 円（現行 3 1 0 円）とする。

9 市民夜間運動場の利用料金の改正

- (1) 市民夜間運動場利用料金の上限額を，1 時間までごとにつき 1，2 0 0 円（現行 1，1 0 0 円）とする。
- (2) 本市住民以外の者が利用する場合の額について，本市住民が利用する場合の額を 5 割増しした額とする規定を加える。

1 0 徳島市球技場の利用料金の改正

競技場，会議室及び付属設備の利用料金の上限額を次のとおり改正する。

- (1) 競技場利用料金に係る午前 9 時から午後 5 時までの間の第一競技場のアマチュアスポーツ及びレクリエーション利用かつ入場料等非徴収の場合の一般の者に係る額を，3 6，3 0 0 円（現行 3 3，0 0 0 円）とする等，利用区分等に応じて定めている現行の額をおおむね 9．6 7 パーセント増額改正する。
- (2) 競技場及び会議室の利用料金に関し，本市住民以外の者が利用する場合の額につ

いて、本市住民が利用する場合の額を 5 割増し（現行 2 割増し）した額とする。

1 1 徳島市ライフル射撃場の利用料金の改正

(1) 徳島市ライフル射撃場利用料金の上限額を次のとおり改正する。

区分				改正案	現行
スモール ボア・ラ イフル射 撃場	個人利用		1 人 1 時間ま でごとにつき	400円	300円
	専用利用		1 時間までご とにつき	3, 500円	3, 180円
エア・ラ イフル射 撃場	個人 利用	高校生以下	1 人 1 時間ま でごとにつき	200円	150円
		一般		400円	300円
	専用利用		1 時間までご とにつき	3, 500円	3, 180円

(2) 本市住民以外の者が利用する場合の額について、本市住民が利用する場合の額を 5 割増し（現行 2 割増し）した額とする。

1 2 施行期日等

(1) 令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(2) この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとする等、所要の経過措置を講ずる。

⑬ 徳島市公共下水道事業条例及び徳島市都市下水路条例の一部を改正する条例を定めるについて

本市の都市下水路の一部を雨水公共下水道として位置付けることに伴い、次のとおり改正する。

1 徳島市公共下水道事業条例の一部改正

- (1) 下水道法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道のうち、同号ロに規定するものを、本条例の「公共下水道」の定義から除く。
- (2) 令和 9 年 4 月 1 日から新たに条例の適用を受けることとなる既設の排水設備及び処理施設であって管理者が定めるものについては、条例に規定する構造の技術上の基準を適用しないこととする特例を定める。

2 徳島市都市下水路条例の一部改正

(1) 題名の改正

条例の題名を「徳島市雨水公共下水道及び都市下水路に関する条例」に改める。

(2) 雨水公共下水道の設置

下水道法第2条第3号ロに規定する主として市街地における雨水のみを排除するために本市が管理する下水道を，雨水公共下水道として設置するとともに，雨水公共下水道に関して次のとおり改正する。

ア 雨水公共下水道の構造の技術上の基準については，公共下水道事業条例の規定を準用することとする。

イ 雨水公共下水道に係る工事等の承認，行為の許可及び軽微な変更について，申請の手続等を定める。

ウ 市長の許可を受けて占用物件を設けることができるものに，雨水公共下水道の敷地及び排水施設を加える。

3 施行期日等

(1) 令和8年10月1日から施行する。ただし，前記1の(2)については，令和9年4月1日から施行する。

(2) 所要の経過措置を講ずる。

⑳ 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 葬祭補償額の改正

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い，葬祭補償の額を，33万円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた額（現行 31万5千円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた額）に引き上げる。

2 施行期日等

(1) 公布の日から施行し，令和8年4月1日から適用する。

(2) 所要の経過措置を講ずる。